

「相続」を「争族」にしないために知っておきたいこと 「遺言」の作成

「社会保障と税の一体改革関連法案」が民主・自民・公明の3党合意により成立し、2014年4月からの消費税増税が決定しました。併行して検討されてきました相続税増税は年末に議論が先送りされましたが、今後クローズアップされてくることが予想されます。

現在、相続税は亡くなられた方の4%ぐらいしか対象になっていないものの、万が一の際に本当に相続税がかからないのか、今後の税制改正により、相続税がかかるようにならないかをご心配されている方も多いと思います。このテーマについては、次号で詳細をご説明します。現時点ではむしろ、問題の生じる可能性が大きい遺産分割についてご説明します。

対応を誤ると、相続財産をめぐって家族が争うことになり、それが原因で家族が不仲になる、という悲しい事態に発展する危険もはらんでいます。

そこで、相続の基本的な知識とトラブル

防止策を今号と次号の2回にわけてお話しようと思います。

相続は争族？

相続は親族間のトラブルに発展することがしばしばあるため「争族」（ソウゾク）とも言われています。

とても仲の良い兄弟だったのに、相続が原因で家族が不仲になったというような事例を皆さんも身近に聞かれたことがあるのではないのでしょうか？ どんなに仲が良い兄弟だったとしてもお金の問題がからんでくるとそうはいきません。ましてやお嫁さんやお婿さんなど相続人の身内が騒ぎ出すと收拾がつかなくなります。兄弟が裁判沙汰になって、残された母親がとてつもない思いをするということにもなりかねません。亡くなったご本人は天国からこの悲劇を見守るしかないのです。

家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割事件は、昭和30年には2661件でしたが、

平成22年では、13594件となり5倍に急増しています（図1参照）。

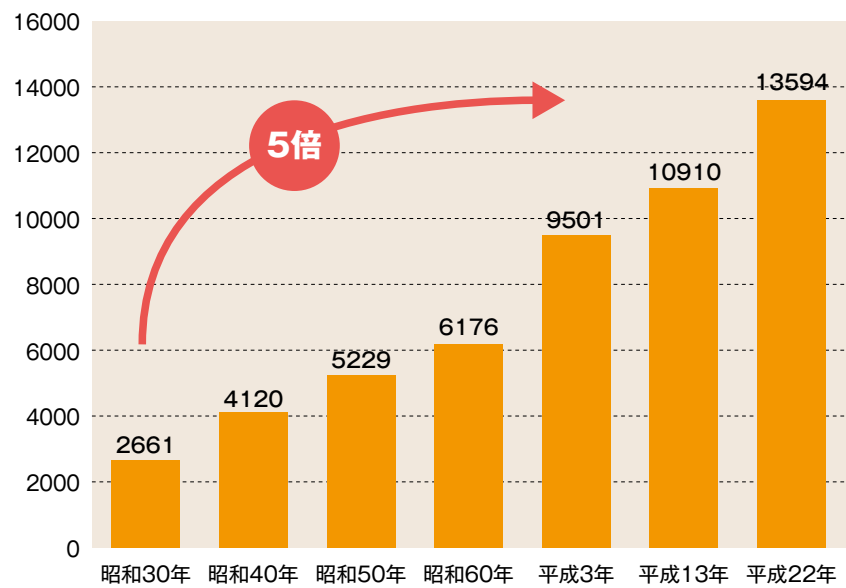
調停が成立した案件の遺産価額の分布は、1000万円以下が31%、1000万円超5000万円以下が43%で、じつに74%が5000万円以下となります。

決して大資産家だけの問題ではないことが、この数字からも分かります（図2参照）。このような「争族」にしないためには、生前の対策が必要です。その一つが「遺言」の作成です。

遺言を作成しておくこと

サスペンスドラマで、弁護士が、殺された資産家の遺族を集めて遺言書の内容を発表するシーンがよく出てきますが、皆さんは「遺言」について、どのようなイメージをお持ちでしょうか？ 実は「遺言」はドラマに出てくるような大げさなものと考えする必要はありません。もっと身近で、簡単に作成することができるものです。

図1 遺産分割事件の家庭裁判所受付件数の推移

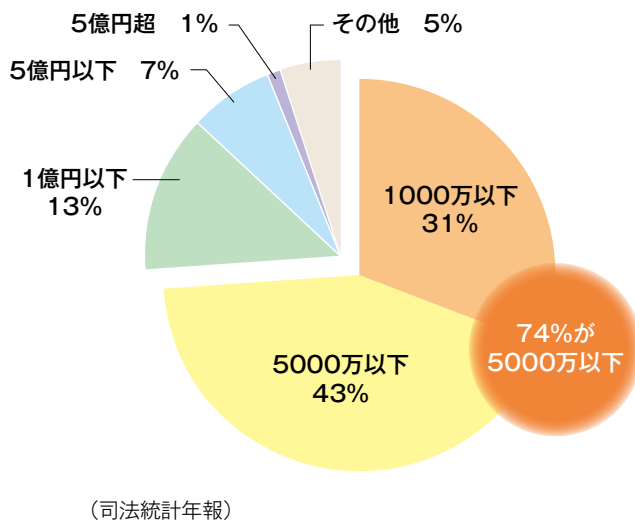


皆さんのご両親、配偶者のご両親は「遺言」を作成されていますか？

「遺言」の作成というと、「親が死ぬのを待っているの？」とマイナスイメージを持たれる方がいらっしゃると思います。しかし、そのイメージだけで将来のトラブルを未然に防止しなかったら悔いが残るかもしれません。

将来、ご兄弟が遺産の分配でもめる危険性は本当にありませんか？ 少しでもあ

図2 調停が成立した案件の遺産価格の分布（平成22年）



るのなら、ご兄弟がいつまでも仲良く暮らしていくためには、「遺言」作成が最善の方策なのです。

是非タイミングを見て、ご両親にも「遺言」を作成するようアドバイスしておかれたいと思います。

自筆証書遺言は簡単に作成できる

「遺言」には3種類あります。「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」です(図3参照)。

主に利用されるのは、このうち「自筆証

図3 遺言の種類

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	・本人が遺言の全文・日付・氏名等を自署して押印する。	・本人が証人2名以上立会いのもと、公証人に遺言の内容を口述し、公証人が筆記して公正証書を作成、公証役場で保管する。	・本人が遺言書に署名押印のうえ、同じ印で封印し、証人2名立会いのもと、自身の遺言である旨、公証人の前で申し立てる。
メリット	・費用がかからず、簡単に1人で作成できる。 ・遺言の内容を他人に知られない。	・隠匿・紛失・偽造・変造の危険性がない。 ・様式の不備がない。 ・家庭裁判所の検認が不要。	・遺言の内容を他人に知られない。
デメリット	・隠匿・紛失・偽造・変造の危険性がある。 ・様式の不備で無効になる危険性がある。 ・内容が不完全で解釈について紛争が起きる可能性がある。 ・家庭裁判所の検認が必要。	・公証役場に支払う手数料が必要。 ・証人2名以上の立会いが必要。	・内容が不完全で解釈について紛争が起きる可能性がある。 ・公証役場に支払う手数料が必要。 (公正証書遺言よりは安い) ・家庭裁判所の検認が必要。

図4 遺言書の記載例

遺言書

遺言者 昭和一郎は本遺言書により次のとおり遺言する。

1. 遺言者の妻 昭和花子には次の財産を相続させる。

(1) 土地

所在 東京都練馬区〇〇町1丁目

地番 10番地10

地目 宅地

地積 100.2㎡

(2) 建物

所在 東京都練馬区〇〇町1丁目

家屋番号 10番地10の1

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建て

床面積 103.5㎡

(3) 遺言者名義のA銀行〇〇支店の全ての預貯金

(4) 本遺言書に明記していないその他全ての財産

2. 遺言者の長男 昭和進には遺言者名義のB銀行〇〇支店の全ての預貯金を相続させる。

3. 遺言者の長女 平成夢子には遺言者名義のC銀行〇〇支店の全ての預金を相続させる。

平成24年7月1日

東京都練馬区〇〇町1丁目10番地10

遺言者 昭和一郎

※ワープロ作成は不可。本人の手書きのみ有効

「自筆証書遺言」は自分一人で簡単に作成できます。そのため、最もポピュラーな「遺言」の方法となっています。「遺言」を作成したことや「遺言」の内容を秘密にすることもできます（図4参照）。

①遺言全文・日付・氏名を自署すること

②捺印

が様式の要件です。ワープロ作成、代筆は認められません。ボールペン等消えない筆記具を使用することをお勧めします。

捺印は実印でなくてもOKですが、重要書類なので、実印が望ましいでしょう。「エンディングノート」やビデオ録画等は「遺言」としての法的有効性は認められませんが、「思い」を伝えるために補助的に

作成しておくのも良いかもしれません。ただし「遺言」と内容が矛盾しないよう注意が必要です。

「自筆証書遺言」は、誰でも簡単に作成できる反面、表現の不備により「遺言」の内容が確認できないとか、偽造や紛失等の危険性もあります。せっかく「遺言」があるのに表現がいまいで、読み方によって2通りの解釈ができるというようなことがあると、トラブルの種となります。

なお「自筆証書遺言」は証拠保全のため相続開始時に家庭裁判所での検認手続が必要となります。

公正証書遺言が安全・確実

お勧めしたい「遺言」の作成方法は「公正証書遺言」です。

遺言者が「証人」2人以上の立会いのもと、公証人に「遺言」の趣旨を口述し、公証人が筆記して公正証書とします。公証人手数料など費用がかかること、「証人」が2名以上必要なことなど手続き

図5 公正証書遺言の作成費用

相続人ごとの相続価額	公証人手数料
100万円以下	5,000円
100万円超～200万円以下	7,000円
200万円超～500万円以下	11,000円
500万円超～1000万円以下	17,000円
1000万円超～3000万円以下	23,000円
3000万円超～5000万円以下	29,000円
5000万円超～1億円以下	43,000円
1億円超～3億円以下	43,000円に 超過額5,000万円ごとに 13,000円追加
3億円超～10億円以下	95,000円に 超過額5,000万円ごとに 11,000円追加
10億円超	249,000円に 超過額5,000万円ごとに 8,000円追加
算定不能の場合	11,000円

※相続人ごとの相続価額により計算した手数料の総額が公証人手数料となります。遺産総額が1億円以下の場合には11,000円を加算します。

が面倒ですが、安全で確実な「遺言」の方法です。

子どもや奥さんなど相続人になることが予定されている人は、「証人」になることができせんので、家族以外の方に「証人」をお願いしなければなりません。

「証人」になつてもらえる適当な人がいない場合には、公証人に手配をお願いすることもできます。「証人」への謝礼の相場は一人1万円程度（地域差あり）とのこと。公証人への手数料は遺産総額により変わります（図5参照）。

「公正証書遺言」は公証役場で原本を保管するので、偽造や紛失などの危険性がありません。また家庭裁判所の検認手続も不要です。

図6 法定相続分と遺留分

○相続人に配偶者がいる場合

	配偶者		子・父母・兄弟姉妹	
	法定相続分	遺留分	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	100%	1/2	—	—
配偶者+子1人	1/2	1/4	1/2	1/4
配偶者+子2人			各1/4	各1/8
配偶者+子3人			各1/6	各1/12
配偶者+父母	2/3	1/3	1/3	1/6
配偶者+兄弟姉妹	3/4	1/2	1/4	なし

○相続人に配偶者がいない場合

	法定相続分	遺留分
子1人	100%	1/2
子2人	各1/2	各1/4
子3人	各1/3	各1/6
父母 ※子がいない場合	100%	1/3
兄弟姉妹 ※子・父母がいない場合	100%	なし

※子が死亡している場合には孫が代襲相続人となる。父母が死亡している場合には祖父母が代襲相続人となる。父母・兄弟姉妹は人数で按分する。

公正証書遺言の作成件数は昭和41年には7767件しかありませんでしたが、平成22年では8万1984件まで急増しています。今後も大幅な増加が予想されます。

遺言で家族に思いを伝える

「遺言」を作成する際に最近の流行りは「付言事項」をつけ加えることです。

例えばこんな一文です。

「最後に一言申し添えます。

私に万一のことがあったときに一番気がかりなことは、妻○子の生活のことです。

○子が困らないように、……中略……皆、私の意をくんで気持ちよく財産を受け取ってください。

○子、○夫、○夫、皆さんのおかげで幸せな生活ができました。

心から感謝します。

これからお母さんを大切にみんなで仲良く暮らしてほしいと願っています。

本当に有難う。」

「遺言」は遺産の分配方法を決めるだけでなく、残された家族に対する思いを伝えるにも有効な方法なのです。

また、相続人間の配分割合の差についても、「家業を手伝った」とか「同居して日頃の面倒を見てくれた」とか、「遺言」のなかで根拠を説明しておくことで、納得を得られると思います。

遺言作成で注意すること

「遺産のすべてを長男に相続させる。」

このような「遺言」を作成した場合、次男が異議を唱えたらどうなるのでしょうか？ 「遺言」どおり長男が相続することは可能でしょうか？

遺言者は自分の財産なのだから、自由に分配額を決められると思いますが、実は配偶者・子・親には「遺留分」というものがあつて、「遺言」でも侵すことができない権利として、一定割合の相続分が確保されているのです（図6参照）。

次男も合意すれば、長男がすべての財産を相続することができますが、異議を唱えた場合には、「遺留分」を次男に相続させなくてはならないことになります。

「遺言」の執行でもめないためにも「遺言」作成の段階で「遺留分」についても配慮しておくことが必要だと思います。

また、父親の仕事を手伝っていた子どもがいる場合や、同居して両親の世話をしてきた子どもがいる場合などには、「寄与分」という考え方があつて、その貢献度も遺産分割において配慮しておく必要があるでしょう。

「遺言」はいつでも撤回が可能です。土地の売却等で相続財産がかわった場合や、遺産の分割割合を変更する場合には、「遺言」を作り直します。「遺言」が2つ以上ある場合には、作成日付が「後」のほうが有効になります。

以上で「遺言」作成の説明は終わります。この機会に是非、皆さんも「遺言」について、ご両親と話し合うとともに、ご自身の「遺言」作成についても検討してみてください。

次号では「相続税の具体的な計算方法や法改正の動向について」と「生前贈与」についてご説明します。

（執筆／協会職員 塚本伸明）